十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$A \times B \times (1 - (0.015 / C))$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第３条第１項第３号イの表第40号及び第46号（以下「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$A \times B \times (1 - (0.015 / C))$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第３条第１項第３号イの表第40号及び第46号（以下「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率